

## 主眼事項及び着眼点（指定介護療養型医療施設）

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
第 1 基本方針	<p>(1) 指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにしているか。</p> <p>(2) 指定介護療養型医療施設は、入院患者の意思及び人格を尊重し、常に入院患者の立場に立って指定介護療養型施設サービスの提供に努めているか。</p> <p>(3) 指定介護療養型医療施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行うとともに、市町村（特別区を含む。）、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>法第 109 条第 1 項</p> <p>平 11 厚令 41 第 1 条 第 1 項</p> <p>平 11 厚令 41 第 1 条 第 2 項</p> <p>平 11 厚令 41 第 1 条 第 3 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 療養型病床群を有する病院であるもの</p> <p>(1) 医師、薬剤師及び栄養士</p> <p>(2) 看護職員</p> <p>(3) 介護職員</p> <p>(4) 理学療法士及び作業療法士</p>	<p>指定介護療養型医療施設（療養型病床群（医療法第1条の5第3項に規定する療養型病床群をいう。）を有する病院であるものに限る。）に置くべき従業員の員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>それぞれ医療法に規定する療養型病床群を有する病院として必要とされる数以上となっているか。</p> <p>看護婦、看護師、准看護婦又は准看護師（以下「看護職員」という。）は、常勤換算方法で、療養型病床群に係る病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上となっているか。</p> <p>(1) 常勤換算方法で、療養型病床群に係る病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上となっているか。</p> <p>(2) 介護職員の数を算出するに当たっては、看護婦、准看護婦を介護職員とみなして差し支えないが、この場合の看護婦、准看護婦については、人員の算出上、看護職員として数えていないか。</p> <p>当該指定介護療養型医療施設の実情に応じた適当数となっているか。</p>	<p>法第110条第1項 平11厚令41第2条第1項</p> <p>平11厚令41第2条第1項第1号</p> <p>平11厚令41第2条第1項第2号</p> <p>平11厚令41第2条第1項第3号</p> <p>平12年老企45第3の1の(2)の</p> <p>平11厚令41第2条第1項第4号</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
(5) 介護支援専門員	(1) 1以上となっているか。  療養型病床群に係る病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）における入院患者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）	平 11 厚令 41 第 2 条 第 1 項 第 5 号
	療養型病床群を有する病院であり、かつ、老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、療養型病床群に係る病室における入院患者の数及び老人性痴呆疾患療養病棟に係る病室における入院患者の数の合計数が100又はその端数を増すごとに1とする。	平 11 厚令 41 第 2 条 第 6 項
	(2) 介護支援専門員は、専らその職務する従事する常勤の者となっているか。  ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、他の職務に従事することができるものとする。この場合、兼務を行う当該介護支援専門員の配置により、介護支援専門員の配置基準を満たすこととなると同時に、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上も、当該介護支援専門員の勤務時間の全体を当該他の職務に係る勤務時間として算入することができるものとする。	平 11 厚令 41 第 2 条 第 8 項  平 12 年 老 企 45 第 3 の 1 の (4)
	(3) 居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務をしていないか。  ただし、増員に係る非常勤の介護支援専門員については、この限りではない。  (経過措置)	平 12 年 老 企 45 第 3 の 1 の (4)   平 11 厚令 41 附則第

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>2 療養型病床群を有する診療所であるもの</p> <p>(1) 医師</p> <p>(2) 看護職員</p> <p>(3) 介護職員</p>	<p>平成 15 年 3 月 31 日までの間は、「介護支援専門員」とあるのは「介護支援専門員又は看護に係る計画等の作成に関し経験のある看護職員」とする。</p> <p>指定介護療養型医療施設（療養型病床群を有する診療所であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>常勤換算方法で、1 以上となっているか。</p> <p>（経過措置）</p> <p>当分の間、常勤換算方法で、1 以上</p> <p>療養型病床群に係る病室に置くべき看護職員は、常勤換算方法で、療養型病床群に係る病室における入院患者の数が 6 又はその端数を増すごとに 1 以上となっているか。</p> <p>（経過措置）</p> <p>当分の間、療養型病床群に係る病室に置くべき看護職員及び介護職員は、常勤換算方法で療養型病床群に係る病室における入院患者の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上。ただし、そのうちの 1 については看護職員とするものとする。</p> <p>(1) 療養型病床群に係る病室に置くべき介護職員は、常勤換算方法で、療養型病床群に係る病室における入院患者</p>	<p>3 条</p> <p>平 11 厚令 41 第 2 条第 2 項</p> <p>平 11 厚令 41 第 2 条第 2 項第 1 号</p> <p>平 11 厚令 41 附則第 4 条の 1 号</p> <p>平 11 厚令 41 第 2 条第 2 項第 2 号</p> <p>平 11 厚令 41 附則第 4 条の 2 号</p> <p>平 11 厚令 41 第 2 条第 2 項第 3 号</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>(4) 介護支援専門員</p> <p>3 老人性痴呆疾患療養</p>	<p>の数が6又はその端数を増すごとに1以上となっているか。</p> <p>(2) 介護職員の数を算出するに当たっては、看護婦、准看護婦を介護職員とみなして差し支えないが、この場合の看護婦、准看護婦については、人員の算出上、看護職員として数えていないか</p> <p>1以上となっているか。</p> <p>(経過措置)</p> <p>当分の間、1以上</p> <p>ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、他の職務に従事することができるものとする。この場合、兼務を行う当該介護支援専門員の配置により、介護支援専門員の配置基準を満たすこととなると同時に、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上も、当該介護支援専門員の勤務時間の全体を当該他の職務に係る勤務時間として算入することができるものとする。</p> <p>(経過措置)</p> <p>平成15年3月31日までの間は、「介護支援専門員」とあるのは「介護支援専門員又は看護に係る計画等の作成に関し経験のある看護職員」とする。</p> <p>指定介護療養型医療施設（老人性痴呆疾患療養病棟を</p>	<p>平12年老企45第3の1の(2)の</p> <p>平11厚令41第2条第2項第4号</p> <p>平11厚令41附則第4条の3号</p> <p>平12年老企45第3の1の(4)</p> <p>平11厚令41附則第3条</p> <p>平11厚令41第2条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>病棟（令第4条に規定する病床により構成される病棟）を有する病院であるもの</p> <p>(1) 医師、薬剤師及び栄養士</p> <p>(2) 看護職員</p> <p>(3) 介護職員</p>	<p>有する病院であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>（経過措置）</p> <p>平成15年3月31日までの間は、「令第4条に規定する病床」あるのは「令第52条の規定により読み替えて適用される令第4条に規定する主として痴呆の状態にある老人（当該痴呆に伴って著しい精神症状（特に著しいものを除く。）を呈する者又は当該痴呆に伴って著しい行動異常（特に著しいものを除く。）がある者に限るものとし、その者の痴呆の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）を入院させることを目的とした病床」とする。</p> <p>(1) それぞれ医療法上必要とされる数以上となっているか。</p> <p>(2) 医師のうち1人は、老人性痴呆疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスを担当する医師となっているか。</p> <p>老人性痴呆疾患療養病棟に置くべき看護職員は、常勤換算方法で、老人性痴呆疾患療養病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上となっているか。</p> <p>(1) 老人性痴呆疾患療養病棟に置くべき介護職員は、常勤換算方法で、老人性痴呆疾患療養病棟における入院患者</p>	<p>第3項</p> <p>平11厚令41附則第2条第1項</p> <p>平11厚令41第2条第3項第1号</p> <p>平11厚令41第2条第9項</p> <p>平11厚令41第2条第3項第2号</p> <p>平11厚令41第2条第3項第3号</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
(4) 作業療法士	<p>の数が6又はその端数を増すごとに1以上となっているか。</p> <p>(2) 介護職員の数を算出するに当たっては、看護婦、准看護婦を介護職員とみなして差し支えないが、この場合の看護婦、准看護婦については、人員の算出上、看護職員として数えていないか。</p> <p>( 経過措置 )</p> <p>当分の間、「6」とあるのは「8」とする。</p>	<p>平 12 年 老 企 45 第 3 の 1 の (2) の</p> <p>平 11 厚 令 41 附 則 第 5 条</p>
	<p>(1) 老人性痴呆疾患療養病棟に置くべき作業療法士は、1以上となっているか。</p> <p>(2) 老人性痴呆疾患療養病棟ごとに1以上を配置しているか。</p> <p>(3) 作業療法士は、専らその職務に従事する常勤の者となっているか。</p> <p>( 経過措置 )</p>	<p>平 11 厚 令 41 第 2 条 第 3 項 第 4 号</p> <p>平 12 年 老 企 45 第 3 の 1 の (3)</p> <p>平 11 厚 令 41 第 2 条 第 10 項</p>
	<p>( 経過措置 )</p> <p>専ら老人性痴呆疾患療養病棟における作業療法に従事する常勤の看護婦又は看護師（老人性痴呆疾患の患者の作業療法に従事した経験を有する者に限る。）を置いている指定介護療養型医療施設（老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。）については、当分の間、(1)において「作業療法士」とあるのは「週に1日以上当該老人性痴呆疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスに従事する作業療法士」とし、(3)については、適用しないものとする。</p>	<p>平 11 厚 令 41 附 則 第 6 条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
(5) 精神保健福祉士	<p>(1) 老人性痴呆疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者は、1以上となっているか。</p> <p>(2) 老人性痴呆疾患療養病棟ごとに1以上を配置しているか。</p> <p>(3) 精神保健福祉士又はこれに準ずる者は、専らその職務に従事する常勤の者となっているか。</p>	<p>平 11 厚令 41 第 2 条 第 3 項第 5 号</p> <p>平 12 年 老 企 45 第 3 の 1 の (3)</p> <p>平 11 厚令 41 第 2 条 第 10 項</p>
(6) 介護支援専門員	<p>(1) 1以上となっているか。</p> <p>老人性痴呆疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。</p> <p>療養型病床群を有する病院であり、かつ、老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、療養型病床群に係る病室における入院患者の数及び老人性痴呆疾患療養病棟に係る病室における入院患者の数の合計数が100又はその端数を増すごとに1とする。</p> <p>(2) 介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者となっているか。</p> <p>ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、他の職務に従事することができるものとする。この場合、兼務を行う当該介護支援専門員の配置により、介護支援専門員の配置基準を満たすこととなると同時に、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上も、当該介護支援専門員の勤務時間の全体を当該他の職務</p>	<p>平 11 厚令 41 第 2 条 第 3 項第 6 号</p> <p>平 11 厚令 41 第 2 条 第 6 項</p> <p>平 11 厚令 41 第 2 条 第 8 項</p> <p>平 12 年 老 企 45 第 3 の 1 の (4)</p>



主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>4 介護力強化病棟（平成 15 年 3 月 31 日までの経過措置）を有する病院であるもの</p> <p>(1) 医師、薬剤師及び栄養士</p> <p>(2) 看護職員</p> <p>(3) 介護職員</p>	<p>に係る勤務時間として算入することができるものとする。</p> <p>（経過措置）</p> <p>平成 15 年 3 月 31 日までの間は、「介護支援専門員」とあるのは「介護支援専門員又は看護に係る計画等の作成に関し経験のある看護職員」とする。</p> <p>令第 52 条の規定により読み替えて適用される令第 4 条に規定する主として老人慢性疾患にかかっている老人を入院させることを目的とした病床により構成される病棟（以下、介護力強化病棟という。）を有する介護力強化病院に該当する指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は次のとおりとなっているか。</p> <p>それぞれ医療法上必要とされる数以上となっているか。</p> <p>介護力強化病棟に置くべき看護職員は、常勤換算方法で、介護力強化病棟における入院患者の数が 6 又はその端数を増すごとに 1 以上となっているか。</p> <p>介護力強化病棟に置くべき介護職員は、常勤換算方法で、介護力強化病棟における入院患者の数が 6 又はその端数を増すごとに 1 以上となっているか。</p>	<p>平 11 厚令 41 附則第 3 条</p> <p>平 11 厚告 98 第 2 項</p> <p>平 11 厚令 41 附則第 2 条第 2 項</p> <p>平 11 厚令 41 附則第 2 条第 2 項第 1 号</p> <p>平 11 厚令 41 附則第 2 条第 2 項第 2 号</p> <p>平 11 厚令 41 附則第 2 条第 2 項第 3 号</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
(4) 理学療法士又は作業療法士	当該介護力強化病院の実情に応じた適当数となっているか。	平 11 厚令 41 附則第 2 条第 2 項第 4 号
(5) 介護支援専門員	<p>(1) 1 以上となっているか。(介護力強化病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数が 100 又はその端数を増すごとに 1 を標準とする。)</p> <p>(経過措置)</p> <p>次のいずれかに該当する指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、療養型病床群(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病床における入院患者の数、老人性痴呆疾患療養病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病床における入院患者の数及び介護力強化病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病床における入院患者の数の合計数が 100 又はその端数を増すごとに 1 とする。</p> <p>ア 療養型病床群を有する病院であり、かつ、老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院であり、かつ、介護力強化病院であるもの</p> <p>イ 療養型病床群を有する病院であり、かつ、介護力強化病院であるもの(アに掲げるものを除く。)</p> <p>ウ 老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院であり、かつ、介護力強化病院であるもの(アに掲げるものを除く。)</p>	<p>平 11 厚令 41 附則第 2 条第 2 項第 5 号</p> <p>平 11 厚令 41 附則第 2 条第 3 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
5 入院患者の数	<p>(2) 介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者となっているか。</p> <p>ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、他の職務に従事することができるものとする。この場合、兼務を行う当該介護支援専門員の配置により、介護支援専門員の配置基準を満たすこととなると同時に、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上も、当該介護支援専門員の勤務時間の全体を当該他の職務に係る勤務時間として算入することができるものとする。</p> <p>(経過措置)</p> <p>平成 15 年 3 月 31 日までの間は、「介護支援専門員」とあるのは「介護支援専門員又は看護に係る計画等の作成に関し経験のある看護職員」とする。</p> <p>従業者の員数を算定する場合の入院患者の数は、前年度の平均値としているか。</p> <p>ただし、新規に指定を受けた場合は、適正な推定数により算定しているか。</p> <p>(経過措置)</p> <p>平成 15 年 3 月 31 日までの間は、第 2 条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「前 3 項及び附則第 2 条第 2 項」とする。</p>	<p>平 11 厚令 41 第 2 条第 8 項</p> <p>平 12 年老企 45 第 3 の 1 の(4)</p> <p>平 11 厚令 41 附則 3 条</p> <p>平 11 厚令 41 第 2 条第 4 項</p> <p>平 11 厚令 41 附則第 2 条第 1 項</p>